

中小企業経営改革支援事業 F A Q

1 応募資格関連

	質 問	回 答
1	府内に複数の支社がありますが、支社ごとに応募できますか。	応募は、事業者（企業）単位になります。 府内に複数の支社を有する場合は、事業者（企業）全体で1応募としてください。
2	大阪が本社で京都に事業所があります。京都府内の事業所で事業を実施するのですが、応募できますか。	京都府内に事業所があり、事業を実施する拠点であれば応募可能です。ただし、京都府内に事業活動を遂行する拠点の所在が確認できることが要件です。（法人の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本、個人の場合は確定申告書の控又は開業届の控（決算期を一期も迎えていない開業した方））
3	本社が京都府内にあるが、本事業の研究開発や設備を導入する拠点（研究施設や工場）が京都府外の場合でも応募できますか。	事業を実施する拠点が京都府内でなければなりませんので、応募できません。なお、府内と府外の両方に本事業を実施する拠点がある場合は応募できますが、府外の拠点で実施される分についての経費は補助対象経費に含めることができませんので、ご注意ください。
4	京都府内に本事業の拠点を置く中小企業者1者と大学等研究機関のみで、応募することは可能ですか。	可能です。ただし、大学等研究機関は補助金交付対象機関とは認められませんが、大学等研究機関への受託（共同）研究費は補助対象経費に含めることができます。 なお、1企業の上限は3,000万円となり、産学連携グループで提案の場合、大学等研究機関との受託（共同）研究費については、1,000万円まで加算可能です。
5	京都府内に本事業の拠点を置く中小企業者1者と京都府内に拠点の無い中小企業者のみで応募することは可能ですか。	グループ構成要件を満たさないため、応募できません。なお、補助事業の対象となる案件を満たす産産連携又は産学連携グループが成立している場合は、府内に拠点を持たない企業も構成要件として認められますが、補助金の交付対象にはならないためご注意ください。
6	これから起業する個人は応募可能ですか。	本事業は、これから起業する個人及び法人を対象としておりませんので、申請できません。
7	個人事業主ですが、補助対象期間中に法人成りしても、補助事業は継続できますか。	変更届（第3-2号様式）を提出することで、補助事業を継続することができます。
8	常時使用する従業員の範囲はどのように考えればよいですか。	申請の日から見て直前に日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載の者が常時使用する従業員に該当します（その場合でも申請日までに被保険者の増減があった場合はそれを含めて計算してください）。なお、事業所ごとに通知を受けている場合は全ての事業所分を合算してください。また、記載されている事業主及び役員は除いて計算してください。
9	スタートアップ企業とは、どんな企業ですか。	本事業において下記の要件をすべて満たす企業をいいます。 ・創業10年以内で、府内に本事業の事業活動を遂行する拠点を 持つ未上場の企業 ・バイオ、AI・IoT、DX、データサイエンス、ロボティクス、XR等の最先端技術又は大学等研究機関の研究シーズを活用した新たな製品・サービスの開発を目指す企業

10	今年度財団が実施した4つの補助金（次世代地域産業推進事業、京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業、共創型ものづくり等支援事業、産学公の森推進事業）のいずれかで交付決定を受けた企業は申請できますか。	今年度財団が実施した左記補助金の交付決定を受けた事業者は本補助金に申請することはできません。なお、本年度に補助金の交付を受けた場合でも、本事業にグループ構成企業（補助金交付を受けない企業）として参画することは可能です。
11	様式及び添付書類は、構成企業毎に提出することは可能ですか。	様式及び添付書類は、グループに参画する企業毎に提出していただいても構いません。ただし、1社でも提出が遅れた場合は、受付期間内に提出がなかったものとして扱いますので、御注意願います。

2 対象経費関連

	質 問	回 答
1	経費積算の際に、設備導入に関して補助率が15%になるものはどのようなものですか。	土地造成費・建物建設費（付帯工事含む）は15%です。また、量産段階で調達し、かつ、量産が主用途の設備で、減価償却資産の法定耐用年数が7年以上（各社の会計・税務処理の判断による）となるものも15%です。（ただし、これ以外の、明らかに研究設備と理解できるもの、又は補助対象期間中に研究用として調達したものは1/2とします。） なお、委託により市販設備のカスタマイズやオーダーメイドで調達する場合でも、計上費目は財産購入等費で計上してください。
2	令和5年4月17日以降であれば事前着手できるとのことであるが、事前着手日から交付決定日までの間で既に納品及び支払いが完了した場合でも補助対象となりますか。	事前着手日から交付決定日までの間で既に納品及び支払いが完了したものは、対象になりません。 なお、「直接人件費」については事前着手の対象外経費となります。
3	外貨で支払った場合、証拠書類は何が必要ですか。	領収書類と翻訳、交換レートの確認できる書類が必要です。

※その他ご不明な点があれば、相談窓口・提出先にご相談ください。